



令和6年度 業務実績報告及び自己評価書説明資料

令和6年度業務実績報告及び自己評価について

中期計画 (中期目標)		重要度	自己 評価	頁
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
年金積立金の管理及び運用業務		-	A	3
I-1	年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	-	A	4-6
I-2	基本的な運用手法及び運用目標	高	A	7-10
I-3	運用の多様化・高度化	-	A	11-14
I-4	運用受託機関等の選定、評価及び管理	高	A	15-19
I-5	リスク管理	高	S	20-24
I-6	スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資	-	A	25-30
I-7	情報発信・広報及び透明性の確保	高	A	31-34

中期計画 (中期目標)		重要度	自己 評価	頁
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項				
II-1	効率的な業務運営体制の確立	-	B	35-37
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項				
III-1	財務内容の改善に関する事項	-	B	38
Ⅳ．その他の事項				
IV-1	その他業務運営に関する重要事項	-	B	39-41

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R2年度：S R3年度：A R4年度：A R5年度：A)

➤ 基本ポートフォリオに基づく運用を着実にを行い、リスク水準を抑制しながら、運用目標を概ね達成

収益指標				リスク指標	
収益率	収益額	超過収益率	実質的な運用利回り (R6までの年率換算値)	推定TE	VaRレシオ
+0.71%	+約1.7兆円	+0.09% (中期目標：ゼロ以上)	+3.99% (長期目標：+1.7%)	13~27bp (前年度：13~29bp)	0.98~1.01 (前年度：1.00~1.02)

➤ 運用の多様化・高度化、リスク管理などについて継続的に改善・強化

- 金融工学に基づく定量的な分析に基づき、先進国（除く北米）株式アクティブポートフォリオ、米国投資適格社債アクティブポートフォリオを構築
- オルタナティブ投資ではSBDA（Spread Based Direct Alpha。上場市場対比の超過収益を測定できる手法）を活用して超過収益獲得の確信度の高い投資案件を着実に選定
- リスク管理については、様々なリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な分析を行い、精緻な管理を行うとともに、各資産におけるリスク管理の取組も強化

➤ ESG活動、スチュワードシップ活動についても、新たな取組を含めて推進

- 企業アンケートに加え、インタビューを行い、機関投資家によるエンゲージメントに関して、企業から見た評価や課題を取りまとめ、公表
- スチュワードシップ活動・ESGを考慮した投資の効果測定を外部機関と協同して実施
- 持続可能性を考慮した投資（サステナビリティ投資）について、その考え方、目的、主な取組内容などをサステナビリティ投資方針として策定

➤ 保有しているオウンドメディアの特性に合わせた広報活動に注力

- YouTubeで業務概況書の内容を分かりやすく解説する動画などを職員が作成し、新たに公開
- Xを用いて、GPIFクイズなど、世間の関心を意識したタイムリー情報を発信
- 公式HPにおいて、新卒職員対談など人材確保にもつながる情報を発信

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R2年度：B R3年度：A R4年度：A R5年度：A)

I 中期目標の内容

- 年金積立金の運用は、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。
- 年金積立金の運用に当たっては、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう、十分留意する。
- 企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行うとともに、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

II 指標の達成状況

※中期目標において、本項目に定量的な「指標」はないため、前中期目標期間の評価で用いていた主要なアウトプット指標等を参考に設定。

目標	指標	R6		R5	R4	R3	R2
		実績値	達成度	達成度	達成度	達成度	達成度
株主議決権行使等の適切な対応	株主議決権行使を適切に行った運用受託機関の数及び割合（基準値 51/51 100%）	160/160	100%	100%	100%	100%	100%
同一企業発行有価証券の保有に関する制限の遵守	同一企業発行有価証券の保有に関する制限を遵守した運用受託機関（自家運用を含む）の数及び割合（基準値 22/22 100%）	44/44	100%	100%	97%	96%	95%

(注) 基準値は原則前中期目標期間最終年度値である。次項以降においても同様。

Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
・長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として、関係法令及び中期目標の定めるところに基づき運用を行う ・市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう十分留意	● <u>関係法令等基本的な方針に従って、市場への影響等に十分留意して年金積立金の管理及び運用業務を実施しており、「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）」の趣旨に賛同して受け入れるとともに、「アセットオーナー・プリンシプル取組方針」を新たに策定・公表</u> ● <u>精緻な流動性管理を安定的に行っており、寄託金受入れや償還の見通し等について厚生労働省と密に情報交換し、流動性管理に活用することで、寄託金受入れや償還等が運用に与える影響を最小化。寄託金の受入れや償還による収益への影響、市場に与えるインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を実施。リスク管理に活用している債券先物及び株価指数先物について、先物の残高が定められた利用範囲を超過しないよう、前日時点の先物及びキャッシュの残高をモニタリングできる仕組みをビジネスインテリジェンスツール上に構築</u> ● <u>幅広い分析、迅速な投資判断、機動的な執行という運用サイクルが定着し、市場急変時に的確に対応。</u> ・ 投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定 ・ 市場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作り、運用機関ときめ細かく調整（I - 5参照） ・ 基本ポートフォリオとの乖離状況等の把握・分析等について、従来の要因分析だけでなく、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な角度から分析（I - 5参照） ・ 運用受託機関の入れ替えに伴う資金回収・再配分時も、現物移管の活用や分散執行等を工夫 ● <u>ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資行動のPDCAサイクルを回す体制が定着（I - 5参照）</u> ● <u>以上の取組による安定的なポートフォリオの構築、基本ポートフォリオに基づくリスク管理の精緻化という成果の上に、超過収益の獲得を目的としたアクティブ運用にも注力</u> ● <u>本項目は、関係法令等に従って年金積立金の管理及び運用を行うという全ての項目の基礎となるものであり、定量目標は設定されていないが、資産規模が拡大する中、ボラティリティが高まる局面においても、流動性の確保、リスクの管理・抑制、（超過）収益の獲得に向けた取組をバランス良く実行できる体制を確保したことは、所期の目標を上回る成果と考えられる</u>

■アセットオーナー・プリンシプルの受入と取組方針の策定

- 2024年8月28日に「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）」（以下「プリンシプル」という。）が策定された。
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（2024年6月21日閣議決定）においては、GPIFを含む主要な公的アセットオーナーに対して、プリンシプルの受入れに加え、取組方針の策定・公表が求められた。
- GPIFは2024年9月18日、プリンシプルの趣旨に賛同して受け入れ、取組方針を策定し、公表。（2025年3月31日、第5期中期計画の策定に伴い一部変更）

主な取組方針

- ✓ 運用目的及び運用目標を達成するため、運用方針を定め、これに沿って行動すること。
- ✓ 高度かつ専門的な知見を取り入れるため、外部の運用受託機関等を活用しつつ、必要な体制整備等を行うこと。
- ✓ 専ら被保険者の利益に資する観点から適切な運用方法及び運用受託機関の選定等を行い、分散投資を基本とした運用のリスク管理を行うこと。
- ✓ ステークホルダーをはじめGPIFに関心を持つ方が的確に参照し、国民の理解を得ることができるよう、年金積立金の管理及び運用実績の状況等についての情報発信を行うこと。
- ✓ 被保険者の利益のために長期的な投資収益を確保する観点から、スチュワードシップ責任を果たす取組等を行うこと（ESGや社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資などサステナビリティ投資の推進）。

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R2年度：S R3年度：A R4年度：A R5年度：A)

I 中期目標の内容

- 長期的に年金積立金の実質的な運用利回り1.7%を最低限のリスクで確保する
- 毎年度、資産全体及び各資産ごとにベンチマーク収益率を確保するよう努める
- 中期目標期間において、資産全体及び各資産ごとにベンチマーク収益率を確保する
- 他の管理運用主体と共同してモデルポートフォリオを定め、そのモデルポートフォリオを参酌した基本ポートフォリオを定める
- 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う
- 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性を確保する

【重要度「高」の理由】…年金積立金の効率的な運用を行うための主要な役割を果たし、GPIFの運用成果の評価指標となるため

II 指標の達成状況

※中期目標において、本項目に定量的な「指標」はないため前中期目標期間の評価で用いていた主要なアウトプット指標等を参考に設定。

目標	指標	R6		R5	R4	R3	R2
		実績値	達成度	達成度	達成度	達成度	達成度
資産全体のベンチマーク収益率の確保 (巨大な資金量のファンドでは一般に達成難易度が高いが、第4期中期計画から追加。)	資産全体のベンチマーク収益率の確保 (参考値(前中期目標期間の平均) 超過収益率 -0.27%)	+0.09%	100% 相当	100% 相当	100% 相当	100% 相当	120% 相当
各資産のベンチマーク収益率の確保 (従来からの目標。資産全体のベンチマーク収益率確保のため、資産間の相関等を踏まえ分散投資を行った場合には必ずしも資産毎では確保されない。)	各資産のベンチマーク収益率の確保 ・国内債券に対する超過収益率 ・国内株式に対する超過収益率 ・外国債券に対する超過収益率 ・外国株式に対する超過収益率	+0.26% +0.09% +0.09% -0.26%	—	—	—	—	—
ベンチマーク収益率の確保	ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を経営委員会へ報告し、投資行動のPDCAサイクルの取組を実施した回数(基準値 4回) ※なお、執行部内では、日次で把握し、毎週PDCAサイクルを回す体制が定着。	13回	325%	325%	325%	325%	350%

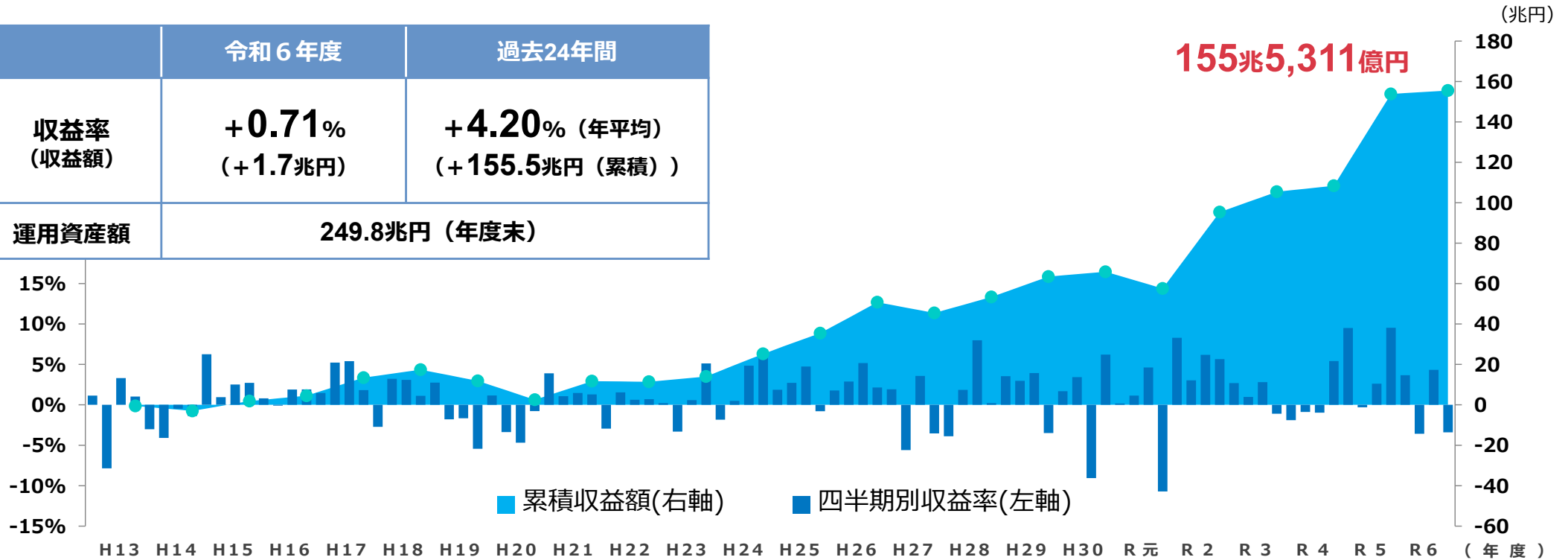
要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること） 同一指標で2年続けて達成度が120%以上又は80%未満の場合は、目標変更の可否についても記載すること。 →当法人の運用目標は5年に1度の財政検証等を踏まえ設定されること、また、本評価に利用している指標は参考指標であることから、目標変更は不要と考えられる。（次項以降においても同様）
ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を経営委員会へ報告し、投資行動のPDCAサイクルの取組を実施した回数	② 第4期中期計画期間から、経営委員会において、理事長報告に加え、管理運用業務担当理事からも年間13回～14回の頻度で詳細に報告。 ※ 執行部においては、日次で把握し、週次でPDCAサイクルを回し、さらに同一週内で複数のオペレーションも行った。 ③ 市場変動をもたらす様々な不確定要素が生じ、巨額の資産を運用するGPIFが、流動性制約も考慮しつつリバランスを実施し、リスクの低減とベンチマーク収益率の確保を両立するには困難な市場環境であった。

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
必要となる積立金の実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保	● 資産全体の収益率+0.71%、収益額+約1.7兆円 ● 資産全体の超過収益率 年度+0.09%、複合ベンチマーク収益率を確保 ※市場環境が不安定な中かつ巨額資産の運用の下でのリバランス等の資産管理の難易度の高さを考慮して評価 ● 年金積立金全体（年金特会含む）の実質的な運用利回り+3.99%；長期的な運用目標を上回る ※市場運用開始以降24年間の平均。平成27年度以降の長期的な運用目標は1.7% ● 収益確保とリスク低減を両立：推定トラッキングエラー13～27bp（令和5年度13～29bp 令和4年度 16～44bp 令和3年度 18～35bp 令和2年度 43～108bp） VaRレシオ 0.98～1.01（令和5年度1.00～1.02 令和4年度1.00～1.04 令和3年度 1.00～1.03 令和2年度1.01～1.05）で推移
次期モデルポートフォリオを管理運用主体と共同して策定し、次期基本ポートフォリオを策定	● 被用者年金一元化後の積立金運用を担う4管理運用主体が共同して定めるモデルポートフォリオを参酌した上で、財政検証で示された4つの経済前提それぞれに対応する期待リターンを想定し、運用目標である実質的な運用利回り1.9%を満たしつつ、最もリスクの小さいポートフォリオとして、第5期中期目標期間の基本ポートフォリオを策定
ポートフォリオの最適化に向けた取組	● 巨額な資金を運用しながら、市場変動等によって生じる「意図しないリスク」の削減と、収益確保を両立 ● 超過収益の源泉の多様化（I-3及びI-4参照）
年金給付のための流動性の確保	● 精緻な流動性（短期資産）管理を安定的に行っており、寄託金償還等が運用に与える影響を最小化（I-1再掲）

	令和6年度	過去24年間
収益率 (収益額)	+0.71% (+1.7兆円)	+4.20% (年平均) (+155.5兆円 (累積))
運用資産額	249.8兆円 (年度末)	

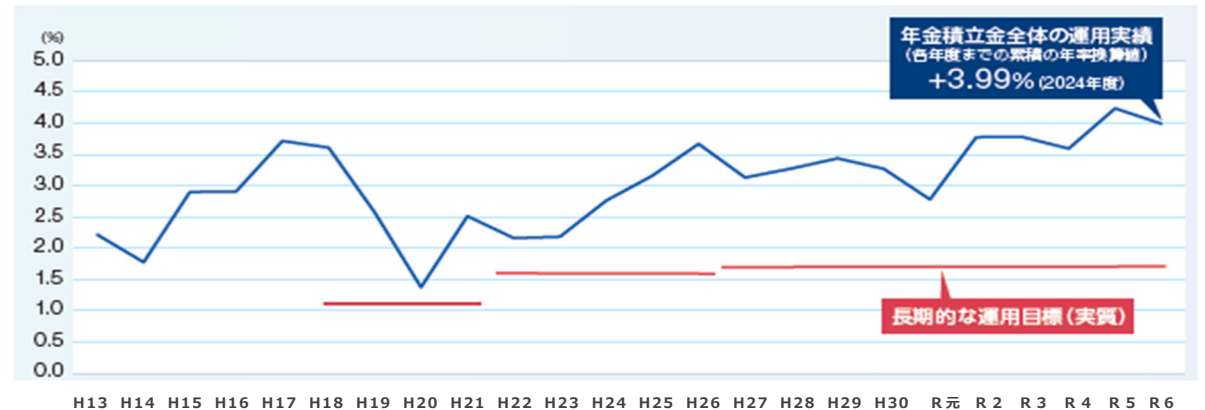


【令和6年度の超過収益率】

単位 (%)

		収益率		
		GPIFの 収益率	ベンチマーク 収益率	超過収益率
資産全体		+0.71	+0.61	+0.09
	国内債券	-4.47	-4.73	+0.26
	外国債券	+1.70	+1.61	+0.09
	国内株式	-1.46	-1.55	+0.09
	外国株式	+6.62	+6.88	-0.26

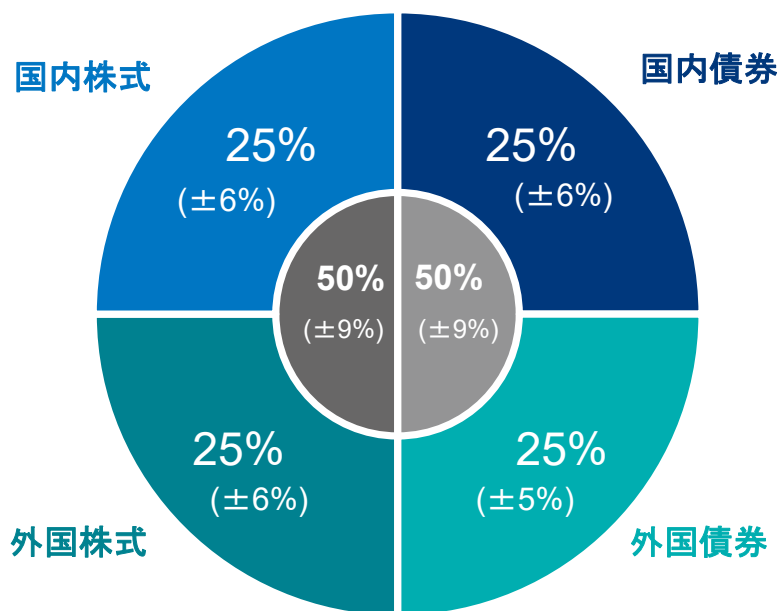
【市場運用開始からの年金積立金全体の実質的な運用利回り】



■第5期基本ポートフォリオの策定

- ▶ 令和4年度より経営委員会の下に経済・金融の専門家からなる検討作業班を設け、多面的かつ包括的、理論的・実務的な観点から20回に及ぶ検討を重ねるとともに、経営委員会において6回にわたり議論を重ね決定
- ▶ 財政検証で示された4つの経済前提それぞれに対応する期待リターンを想定することとし、運用目標である実質的な運用利回り1.9%を満たしつつ、最もリスクの小さな（リターンが名目賃金上昇率を下回る確率（下方確率）が全額国内債券運用の場合を下回り、かつリターンが名目賃金上昇率を下回る時の平均的な不足率（条件付平均不足率）が最も小さい）ポートフォリオを選定
- ▶ 年金財政が予定している積立金を確保できないリスクがどの程度あるか検証し、第5期の基本ポートフォリオは運用目標を満たしつつ、下振れリスクの最小化を図った最も効率的なポートフォリオとなっていることを確認

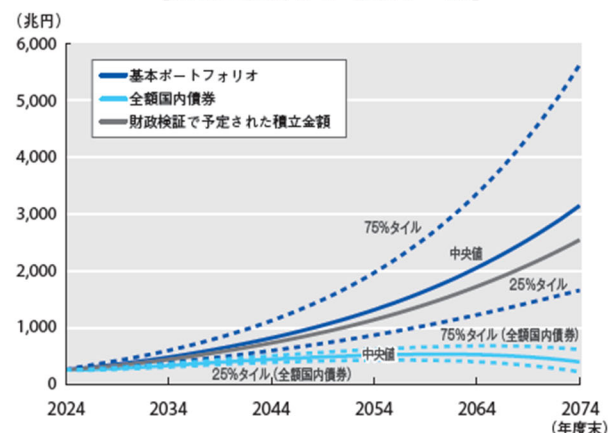
【第5期基本ポートフォリオ】



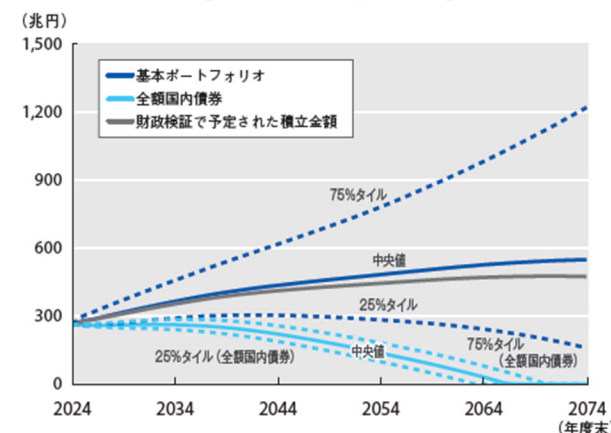
【基本ポートフォリオで運用した場合の積立金の将来の推移シミュレーション】

予定積立金額との比較

【成長型経済移行・継続ケース】



【過去30年投影ケース】



予定積立金額を下回る確率（リスク）

【成長型経済移行・継続ケース】

(単位: %)

	2049年度末時点 (25年後)	2074年度末時点 (50年後)
基本ポートフォリオ	40.6	40.8
全額国内債券	99.8	100.0

【過去30年投影ケース】

(単位: %)

	2049年度末時点 (25年後)	2074年度末時点 (50年後)
基本ポートフォリオ	45.7	45.8
全額国内債券	99.9	100.0

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R2年度：A R3年度：A R4年度：A R5年度：A)

I 中期目標の内容

- 運用に当たっては、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用。アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指す
 - 新たな運用手法及び運用対象の導入等に当たっては、経営委員会において幅広く検討を行うとともに経営委員会による適切な監督の下で、適切にそのリスク管理を行う
 - オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進める。また、リスク管理及び収益確保の観点からの検証を継続的に行い、検証結果についても十分に検討した上で取組を進める。
- ※ 前記の通り、今期中期目標から、資産全体でのベンチマーク収益率の確保が課せられたために、それに応じた運用の多様化・高度化が必要となった

II 指標の達成状況

※中期目標において、本項目に定量的な「指標」はないため前中期目標期間の評価で用いていた主要なアウトプット指標等を参考に設定。

目標	指標	R6		R5	R4	R3	R2
		実績値	達成度	達成度	達成度	達成度	達成度
アクティブ運用における超過収益の確保	アクティブ運用における超過収益の確保 (基準値 4資産中2資産)	4資産中 3資産で超 過収益を確 保	150%	50%	150%	100%	150%
パッシブ運用における運用収益の向上	インデックスに関する情報収集・分析に基づき、運用収益向上の観点からベンチマークの検討を実施した回数 (基準値 月1回以上)	27回	225%	167%	217%	342%	383%
運用収益の向上	新たな運用手法及び運用対象の導入等について、経営委員会・投資委員会で検討を実施した案件の数 (基準値 ー)	9件	—	—	—	—	—
運用収益の向上	オルタナティブ投資について、法務機能の強化等を受けて適時適切に契約締結した投資案件の件数 (基準値1件)	7件	700%	800%	400%	300%	200%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること）
アクティブ運用における超過収益の確保	③ 国内債券、外国債券、国内株式の3資産において、アクティブ運用における超過収益がプラスとなった。国内債券の金利ポジションと物価連動国債の保有、米国投資適格社債のアクティブ運用、オルタナティブ投資、国内株式のアクティブ運用等がプラスに寄与した
インデックスに関する情報収集・分析に基づき、運用収益向上の観点からベンチマークの検討を実施した回数	②③ - 市場の変動に対応するため、基準値に対して約3倍の検討回数となった - 市場を反映した構成であることが求められるベンチマークについて、構成要素や算出ルール（メソドロジー）の変更にあたっての情報収集・分析、メソドロジー変更後の採用可否についての検討、新たなベンチマークの採用や不要なベンチマークを除外する際の指数会社等との情報共有などを行った
オルタナティブ投資について、法務機能の強化等を受けて適時適切に契約締結した投資案件の件数	②③ 令和2年度から強化している法務機能を活用（外部リソースを含む）し、令和6年度も契約締結件数が増加

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
アクティブ運用を活用した超過収益獲得を目指すための取組	- アクティブ運用においては、ファンドの継続的な入れ替えを検討・実施 - 金融工学に基づく定量的な分析に基づき、新たに先進国株式（除く北米）の選定を進め、構築済の北米株式ポートフォリオについても、マネジャー・ストラクチャーを見直し、ファンドを追加で設定（I-4参照） - 定量分析に基づき、米国投資適格社債を投資対象としたアクティブファンドを設定するとともに、当該ファンド群から発生する金利リスク（デュレーション）を調整するパッシブファンドを設定し、外国債券アクティブポートフォリオを構築
運用資産全体の長期的なリターンの向上	- 基本ポートフォリオに沿った運用を実現するため、各資産のパッシブファンドを活用して精緻なリバランスを実施。 - 国内株式ESG指数投資の親指数と、国内株式の政策ベンチマークであるTOPIXの構成銘柄の違いによって生じるGPIFが意図しないリスクを抑制するため、ESG指数投資に対するリスク調整ファンドを設置 - インデックス・ポスティングを通じて、ベンチマークとなり得る様々なインデックスに関する情報収集・分析を継続的に実施
オルタナティブ投資の着実な進展	LPSへの投資では、インフラストラクチャー分野で4件、プライベート・エクイティ分野で2件、不動産分野で1件の契約を新規締結
オルタナティブ資産固有の考慮要素への対応	- SBDA（Spread Based Direct Alpha）を活用したパフォーマンス分析の深化（レバレッジ効果・アロケーションファクターの影響を調整し、新規案件の選定やファンドのモニタリングに活用する等） - オルタナティブ資産のデータ分析に活用するデータベース構築に向け、着実に準備を進捗

■ 米国投資適格社債アクティブポートフォリオの構築

- 外国債券のアクティブ運用においては、今中期目標期間中に総合型(幅広い地域・証券種別等に投資する形態)から、特化型(地域・証券種別等を限定して投資する形態。政策ベンチマーク対比のリスク調整が実施しやすい)へシフトし、各種リスクをよりきめ細かにコントロールできる体制を構築
- 令和6年度は新たに、ファンドのユニバースが大きく、クレジットベータ（市場感応度）との相関が低い良好なファンドの存在が期待できる、米国投資適格社債のアクティブファンドを設定。併せて、アクティブファンドから生じるベンチマーク対比のデュレーション（金利リスク）を調整するパッシブファンドを設定し、リスクを低位に抑えた外債アクティブポートフォリオを構築（約5,000億円規模。アクティブ7ファンド、バランサーパッシブ1ファンド）

アクティブファンドの選定方法

【大量のデータを用いた定量スクリーニング】

- ✓ インフォメーションレシオ（リスク対比のリターン）
- ✓ リターンと超過収益の相関
- ✓ 相場下落局面のパフォーマンス 等

広い投資ユニバースから
候補先を抽出し、さらに深掘り

【超過収益の源泉の調査（定量評価+定性評価）】

- ✓ 個別銘柄選択能力
- ✓ 業種選択能力
- ✓ アロケーション能力 等

【バランサーパッシブファンドによるデュレーションの調整イメージ】

選定したアクティブファンド

+

バランサーパッシブファンド

||

アクティブポートフォリオ全体

• ||

米国投資適格社債ベンチマーク

デュレーションの長さ

■オルタナティブ投資の進展

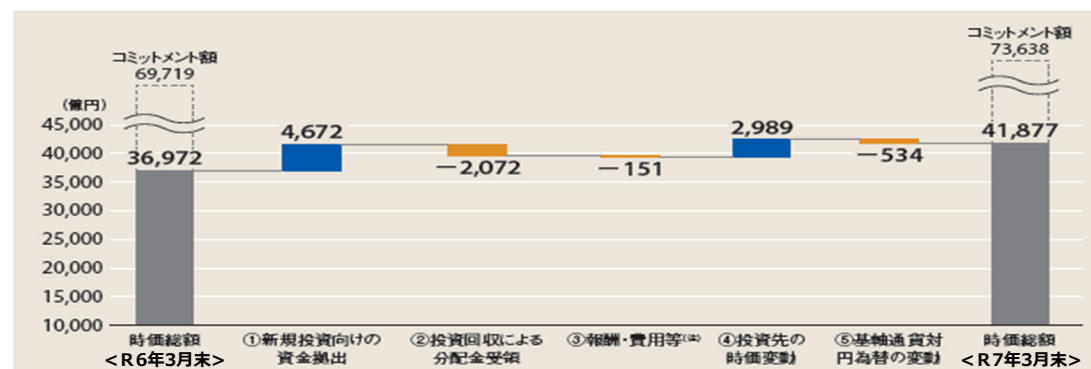
- ▶ 新たにインフラストラクチャー分野、プライベート・エクイティ分野及び不動産分野でLPSへの投資コミットメントを実施
- ▶ 従来の定性的な分析に加え、オルタナティブ資産と伝統資産の運用パフォーマンスをより正確に比較することが可能な計測法として開発したSBDA（Spread Based Direct Alpha）も活用しながら、超過収益を安定的に獲得することが期待できる案件を着実に積み上げ

【新たにコミットメントした自家運用でのLPSへの投資】

資産	LPSの名称	投資期間（注）
インフラ	Global Infrastructure Partners V-C, L.P.	10年
インフラ	Global Infrastructure Partners V-C Co-Invest 1, L.P.	10年
インフラ	Brookfield Global Transition Fund II-C, L.P.	12年
インフラ	Brookfield Global Transition Fund II Co-Invest (G), L.P.	12年
プライベート・エクイティ	Thoma Bravo Fund XVI-A, L.P.	10年
プライベート・エクイティ	The Veritas Capital Fund IX, L.P.	10年
不動産	BREP Europe VII (ONT) L.P.	10年

（注）LPSによって投資額が運用される期間。延長される場合もあり。

【オルタナティブ資産の時価変動要因（令和6年4月～令和7年3月）】



時価の変動要因	令和6年度における変動の概要
①新規投資向けの資金拠出	オルタナティブ資産の3資産全てで投資が進捗
②投資回収による分配金受領	主にインフラストラクチャー分野で投資先から分配金を受領
③報酬・費用等	FoFや投資信託に賦課された報酬、取引費用等の経費（令和6年度のオルタナティブ資産の平均残高に対し0.38%相当）
④投資先の時価変動	主にインフラストラクチャー分野で時価が増加
⑤為替（米ドル）の変動	円高によって時価が減少

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R2年度：S R3年度：A R4年度：A R5年度：A)

I 中期目標の内容

- 運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。
 - 定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な措置をとる。
- 【重要度「高」の理由】…効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから。

II 指標の達成状況

※ 中期目標において、本項目に定量的な「指標」はないため前中期目標期間の評価で用いていた主要なアウトプット指標等を参考に設定。

目標	指標	R6		R5	R4	R3	R2
		実績値	達成度	達成度	達成度	達成度	達成度
運用受託機関等の適切な選定・管理	運用受託機関のファンド数（ファンド数が多ければ良いというものではないことに留意） （基準値 111ファンド）	236ファンド	212%	186%	145%	110%	105%
運用受託機関等の選定・評価・管理の強化	運用受託機関等の評価に基づく資金配分の見直し等を実施した回数 （基準値 8件）	1件（注）	12%	12%	12%	50%	113%

（注）この指標は、運用受託機関等の年度の総合評価に基づく資金配分の見直し等の件数。

第4期中期目標期間は、市場変動（ボラティリティ）が大きい環境が続いたことを受けて、運用受託機関等の年度の総合評価に基づく資金配分の見直しとは別に、ポートフォリオ管理上の理由等から機動的に資金配分の見直し等を行うことでポートフォリオの最適化を行ったため、件数が減少している。

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること）
運用受託機関のファンド数	② 金融工学に基づく定量的な分析に基づく株式アクティブファンドの選定と同時にスタイルリスク等の調整を目的とするパッシブファンドも設定し、安定的に超過収益の獲得を目指すポートフォリオを構築。さらに、マネジャー・エントリー制度を活用し、様々な運用手法の情報収集を迅速に行い、より多くの運用受託機関から柔軟に選定を実施。ファンドの管理・評価等を着実に実施しつつ、精緻なリスク管理の下で全体最適化を図った結果、ファンド数が増加
運用受託機関等の評価に基づく資金配分の見直し等を実施した回数	② 運用受託機関等との綿密なコミュニケーション等により、週次のリバランス等の判断に基づき、機動的な資金配分・回収を実施したほか、総合評価に基づく資金配分の見直しとは別に、上記のようにポートフォリオ最適化の観点から伝統4資産におけるファンドの入れ替えを積極的に行ったことによる

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
運用受託機関構成の高度化等	● <u>先進国株式（除く北米）のアクティブファンドについて、定量的分析を行うコンサルタントを活用しながら、超過収益獲得能力が高いと認められる17ファンドを選定</u> ● <u>上記ファンドの運用スタイルに沿って多様なマネジャー・ベンチマークを設定するとともに、各地域でのリスクを調整するために、パッシブ運用についても複数のマネジャー・ベンチマークを設定。さらに、既存の北米株式ポートフォリオについても12ファンドを追加選定</u> ● これらを含めた4地域の株式アクティブファンドポートフォリオは令和6年度末時点で約17兆円となり、投資開始以来594億円の超過収益を獲得 ● ポートフォリオ管理上の理由等から国内債券、国内株式、外国株式の14アクティブファンドを解約 ● オルタナティブ投資についても、新たなファンドを着実に選定（I-3再掲）
インハウス運用における業務執行の透明性・公正性の確保	● <u>インハウス運用における業務マニュアル・規程類の整備、証券会社の執行能力評価の導入、国債に係る入札参加者への加入の検討といったインハウス運用における業務プロセスの改善策を実施するほか、投資委員会における意思決定事項を明確化するため組織規程を改正</u>
運用受託機関等への資金配分・回収の迅速化・機動化等	● 運用受託機関等との密接なコミュニケーション等を図る等、資金配分・回収を迅速かつ機動的に実施するための体制を継続することにより、市場変動等による「意図しないリスク」等を削減 ● ファンドの状況等については、リスク管理ツール、ロボティック・プロセス・オートメーション（情報の自動処理）等も活用し、日々効率的・効果的にモニタリング ● 第4期中期目標期間中に大幅に増加したファンドを適切かつ効率的に管理するため、各運用受託機関に関する情報（ファンド情報、総合評価結果、接触履歴等）を一元管理するためのシステム構築に着手 ● 懸念等があるファンドに対してはミーティングの頻度をより高め、それ以外のファンドも市場環境やパフォーマンスの変動に応じて適宜ミーティングを実施するなど、運用機関のファンドモニタリングを向上

■ 定量的な分析を活用した株式アクティブファンドの選定

- 銘柄選択能力が高い株式アクティブファンドを選定するため、データサイエンスを活用した分析を実施
- 各ファンドの投資ユニバースを保有銘柄等から把握し（セクター分析）、的確に個別ベータを区別することでファンドの銘柄選択能力を評価（リターン分析）。その安定性等（超過収益予測）も考慮した上で、銘柄選択能力の高いマネージャーを選定
- 構築済の北米、先進国（除く日本）、日本の3地域に加え、令和6年度に先進国（除く北米）のポートフォリオを構築。アクティブファンド群のスタイルバイアスを補正するベータ・バランサーを同時に設定し、リスクを低位に抑制
- 令和6年度は、特に米国アクティブポートフォリオにおいて、S&P500上位7銘柄が指数全体の動きに大きな影響を与えたことに加え、11月に米国大統領選挙の結果に伴う特定銘柄の急騰が生じたことにより、単年度の超過収益ではマイナスとなった。これを踏まえ、アクティブファンド内のリスク分散を進めるほか、ベータ・バランサーのリバランス頻度の見直し等の改善策に着手

【株式ファンドのユニバースの規模（イメージ）】



【各ポートフォリオの超過収益額】

(単位：億円)

	R4	R5	R6	累計
北米	-14	895	-723	158
先進国 (除く日本)	-	316	-255	61
先進国 (除く北米)	-	-	-39	-39
日本	-	114	300	413
合計	-14	1,325	-716	594

■ 自家（インハウス）運用における業務プロセスの改善

- 運用の多様化・高度化に適切に対応するため、自家運用の執行能力の向上並びに執行プロセスの公正性、透明性、一貫性の確保を図ることを目的として、プロジェクトチームを設置（令和6年5月～10月）
- プロジェクトチームにおける検討内容を踏まえて、以下の改善策を順次実施したほか、投資委員会における意思決定事項を明確化するため組織規程を改正（令和6年12月）

	従来	変更後
法人内での 報告ルール の明確化	- リバランスにかかる取引については、市場へのインパクトの有無等を投資委員会に報告 - 取引先の選択結果の妥当性については、個別取引については決裁者が確認	- 取引先の選択・取引実績について四半期毎に投資委員会に報告するプロセスを追加 - リバランスにおいて、執行額に鑑みて情報の秘匿及び流動性を重視して入札を活用、あるいは特定の取引先のみと引合いを行う場合は、事前に定めた執行方針、執行結果（取引先、引合方法等）を投資委員会に都度報告
業務マニュアル・ 規程類の整備	- 国債取引可能な証券会社の選定を投資委員会で決定 - 選定先からの取引執行時における取引先選択について、価格競争による売買、入札に関する記載はマニュアルにあるものの、更なる原則外の対応が必要な場合についての記載はなかった	- 業務方針において、売買執行における公平性・公正性、執行プロセスの透明性、最良執行原則等を明確化 - 国債取引における取引可能な証券会社の選定に加え、各証券会社の執行能力評価・取引執行時や入札時の選択ルールについて明確化し、投資委員会で決定後、マニュアルに記載
証券会社の 執行能力評価の導入	国債については、過去1年間の約定回数等に基づき証券会社を毎月ランキング。上位の社の比率が高くなるように証券会社を選択	国債については、債券のリスクを考慮した取引実績について毎月ランキングを行い、ランキングに応じた証券会社の引合いの割合を明確化
国債の 直接入札への参加	国債応札枠の当法人への割当余地及び情報秘匿を考慮して証券会社を選択し、価格を指定して応札を依頼	「日本銀行金融ネットワークシステム」に参加し、証券会社を経ずに直接応札することを実施可能とした（令和6年度は入札参加に向けた手続き等の準備を進め、令和7年度から入札に参加）

自己評価内容

【業務実績】

3. 内部統制の一層の強化に向けた体制強化
(8) コンプライアンス・オフィサーと法務室が連携して、法務室が構築した外部弁護士ネットワークの活用（具体的な事例は①～③のとおり。）を含めた内部統制体制を整備し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施している。
- ① 複数寄せられた内部・外部からの通報や情報提供、相談については、法務室及び外部弁護士の専門的知見を活用しつつ調査を行う等、適切に対応した。また、通報事案に係る調査結果を踏まえて所要の業務改善を図った。
(中略)

【課題と対応】

- 運用の多様化・高度化に対応した業務運営体制の強化
今中期目標期間においては、資産全体での複合ベンチマーク収益率の確保、運用の多様化・高度化、スチュワードシップ活動及び ESG を考慮した投資等、新たに示された目標に対応するための取組を数多く検討・実行してきた。これらの成果もあって、運用資産は約246兆円にまで達したが、この巨額の資産を、専ら被保険者の利益のため安全かつ効率的に管理運用し続けるには、運用の多様化・高度化を支えるシステム整備等（I - 2の「課題と対応」参照）に加え、組織や人員体制の整備が必要不可欠となっている。（中略）
高度専門人材を始め、人員不足は今後も継続すると見込まれることから、引き続き、中長期的な観点から組織のサステナビリティを考慮した人材の確保・育成・定着、マネジメントの強化に取り組んでいく必要がある。
また、運用資産が拡大する中で、インハウス（自家）運用をはじめとした運用業務の執行が高度化・複雑化していることから、業務執行能力の向上を図りつつ業務執行プロセスの公正性及び透明性を確保することにより、効率的かつ効果的な業務運営を更に推進していく必要がある。

通報事案の概要

1. 経緯

- 2023年12月に、「2023年9月頃から、自家運用（証券会社へ直接売買発注する運用）における国債の取引が特定の証券会社2社に限定して行われている」との内部通報があった。
- 外部の法律事務所に委嘱し、事実関係等に関する調査（メール等の分析調査（フォレンジック）を含む）を実施した。

2. 事実関係

- 2023年7月以降、自家運用における国債入札等の取引が特定の証券会社2社に集中していた。
- 当時、運用資産のリバランスのため継続的に大量の国債を購入しており、市場への影響に配慮しながら、①過去の約定実績、②大量の国債の発注を受けられるキャパシティを備えていること、③継続的かつ大量の国債購入という投資行動に関する情報の秘匿性が担保されることを考慮して、当該2社を選択した。
- 当該2社の選択に関与した役職員と2社との間に、癒着等の取引外の特別な関係性を裏付ける証拠はなかった。
- 本件取引において、法令違反、諸規程への抵触は認められない。
※ 業務方法書及び組織規程に従って、自家運用の国債取引に関する取引先の選定基準を定め、適切に選定している。
そのように選定した取引先の中からの実際の国債取引における発注先証券会社の決定（選択）は、最良執行の観点から、取引執行のマニュアルに従うことを原則としつつも、その例外として、上位の法令（業務方針）に則り、経験と知見を有する取引執行担当者の裁量の下で決定（選択）したものであり、法令違反や諸規程への抵触は認められない。

3. 今後の対応

- 本件取引は、関係法令に沿って行われているものの、市場への影響や情報の秘匿性の観点から、取引の一部について業務マニュアル上の例外的な取扱いが継続していたことから、業務マニュアルの改訂等の検討、例外的な取扱いに至った理由等の記録、投資委員会への報告等が行われることが望ましかった。
- これらの今後留意されるべき点について、改善策を検討する。

改善策

- 自家運用の業務プロセスの改善策を検討（プロジェクトチームを2024年5月に設置、本年秋を目途に結論）

【検討事項】 業務マニュアル・規程類の整備、法人内での報告推進、証券会社の執行能力評価導入（現在の総合評価に加えて実施）

自己評価 S

(過去の主務大臣評価 R2年度 : S R3年度 : S R4年度 : S R5年度 : S)

I 中期目標の内容

- 分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行う
- フォワードルッキングなリスク分析とともに長期のリスク分析を行う等、運用リスク管理の高度化を図る
- 経営委員会は、各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行う

【重要度「高」の理由】…年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから

II 指標の達成状況

※中期目標において、本項目に定量的な「指標」はないため前中期目標期間の評価で用いていた主要なアウトプット指標等を参考に設定。

目標	指標	R6		R5	R4	R3	R2
		実績値	達成度	達成度	達成度	達成度	達成度
適切なリスク管理	年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握した上で、必要な措置を実施した回数（基準値 月1回以上）	69回	575%	517%	483%	467%	450%
適切なリスク管理	資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数（基準値 10回）	243回	2,430%	2,430%	2,420%	2,420%	280%
適切なリスク管理	各種リスク管理の状況を経営委員会に報告し、経営委員会でモニタリングを実施した回数（基準値 4回）	13回	325%	325%	325%	325%	350%

※ フロントにおいても市場変動等で生じる「意図しないリスク」の積極的削減を引き続き実施。

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること）
年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握した上で、必要な措置を実施した回数	②③ 様々な不確定要素が生じる市場環境に対応するため、きめ細かなリスク管理を実施。会計用データ及び投資判断用NAVでも乖離状況を把握・分析したとともに、フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用したリスクの把握・分析を実施。 これらの取組により、法人の運用業務のサイクルを、前中期目標期間の「月次」単位から「日次、週次」単位に引き上げ、法人全体における運用パフォーマンスやリスクの把握・分析、それらの結果に基づく機動的な対応力が飛躍的に向上した
資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数	② 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について、分析及び評価を毎営業日実施したほか、複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析をより精緻化するために、日次評価法による時間加重収益率の算出や、複合ベンチマーク収益率との乖離要因を日次で分析するツールを活用し、実施回数が大きく伸びた
各種リスク管理の状況を経営委員会に報告し、経営委員会でモニタリングを実施した回数	② 第3期中期目標期間では理事長より四半期に1度だったが、第4期中期目標期間（令和2年度以降）は、理事長及び管理運用業務担当理事より年間13回～14回、経営委員会で報告している ①③ 第4期中期目標で、新たに「資産全体での複合ベンチマーク収益率の確保」が求められた。また、様々な不確定要素が生じる昨今の市場環境に対応するため、きめ細かなリスク管理が必要となった

Ⅲ 評価の根拠

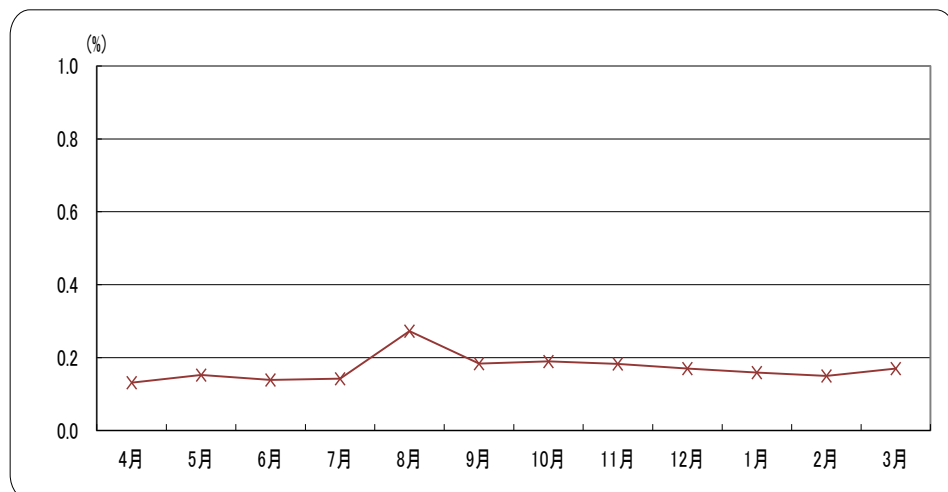
根拠	理由
リスク管理の高度化等	● パフォーマンス評価や運用リスク管理の方法を精緻化し、適時適切なリバランスに活用 ① 実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応：69回（基準値比5.75倍） ② リスク分析・評価及び複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析：243回（基準値比24.3倍） ※自ら構築したツールを活用し、日次で把握・分析 ※従来の要因分析だけでなく、金利やクレジット等のリスクファクターや投資戦略ごとに複眼的かつ多角的な角度から分析 ※オルタナティブ資産については、インフラストラクチャー及び不動産を為替調整した上で分離し、「伝統資産＋プライベート・エクイティ」ポートフォリオ及び「インフラストラクチャー＋不動産」ポートフォリオでのリスク管理を実施 ● 各資産においてもリスク管理をさらに強化 ・ ESG指数投資に対するリスク調整ファンドを設置（I-3再掲） ・ 従来リバランスの対象としてこなかったESG指数投資をリバランス対象とした上で、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を行う方針を公表 ・ オルタナティブ資産に係る超過収益分析等に必要な詳細データの取得・保管・計算のためのデータベース構築を開始（I-3再掲） ● 第5期中期目標期間に向けて、基本ポートフォリオに基づくリスク管理を一層強化するため、資産全体の推定トラッキングエラーの参照値を設定した上で、参照値超過時の対応等について方針を決定
機動的な対応力の向上	● 資産全体のリスク管理では、リスク管理ツール（Aladdin及びBarra one）、リスク計測に用いるデータ（ABOR（会計用データ）及びiNAV（投資判断用NAV））、リスク計測の際の観測期間や保有期間も複数用いて適時適切に計測し、複眼的なリスク管理を実施 ● リバランスに当たっては、執行方法を運用機関ときめ細かく調整し、市場への過大なインパクトが生じないよう配慮
運用リスク削減を実現	● 推定トラッキングエラーやVaRレシオも低い水準で推移（下記参考指標参照）
必要な利回りを最低限のリスクで確保	● 資産規模が拡大し、ボラティリティが高まる局面があった中でも、新たな取組も積み重ねてリスクを低水準に抑制しつつ、必要な収益を確保したことは、当法人の目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を量的・質的に上回る顕著な成果であると評価

参考指標

推定トラッキングエラー	R6:13～27bpの間で推移（R5:13～29bp、R4:16～44bp、R3:18～35bp、R2:43～108bp）
VaRレシオ	R6:0.98～1.01の間で推移（R5:1.00～1.02、R4:1.00～1.04、R3:1.00～1.03、R2:1.01～1.05）

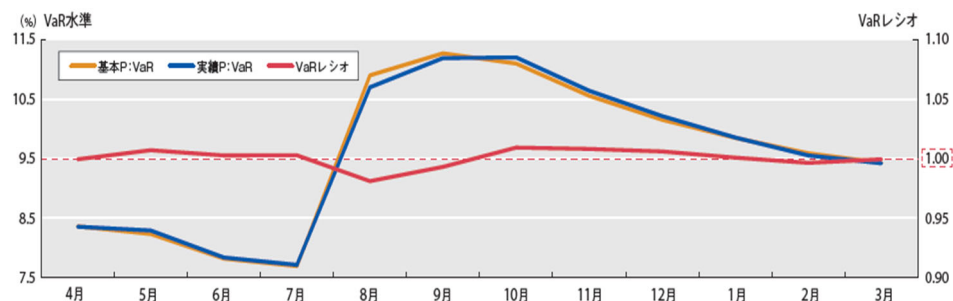
推定トラッキングエラーとVaRレシオの推移

■ 推定トラッキングエラーは13~27bpと年度を通じて**低位で推移**



■ VaRレシオ（※）は0.98~1.01と年度を通じて**低位で推移**

（※）リスク量について基本ポートフォリオからの乖離度合いを示した指標で、1に近いほど基本ポートフォリオと整合的なリスク分散状況となる。



※分散共分散法で、信頼水準は1σ、保有期間1年、観測期間は2年で算出
 ※各月の数値は月中平均で算出
 ※約定日ベースで算出。また、株価指数先物の想定元本等を加味

推定トラッキングエラーの参照値の設定

- 基本ポートフォリオに基づく運用資産の管理をより一層強化するため、基本ポートフォリオからの乖離リスク（推定トラッキングエラー）について、リスク量の参照値を設定し、管理するためのフレームワークを検討
- 令和7年度4月から同フレームワークを運用するため、規程類等を令和6年度中に整備

■ 参照値の設定・判定の考え方 ■

【参照値の設定】

- ✓ 現在の推定トラッキングエラーの水準を基礎に、主なアクティブ戦略（オルタナティブ投資、株式アクティブ等）の比率を合理的に想定され得る水準まで高めた場合の影響を加味し設定

【市場環境に応じて2種類の参照値を設定】

- ✓ 通常時の参照値に加え、マーケットイベント（コロナショック）時の参照値を設定

【判定時には複眼的に判断】

- ✓ リスク分析ツールを用いて、複数モデルで判断（一つのモデルでも超過するようであれば、対応に移行）

運用開始以降も、市場環境・モデル特性・アクティブ戦略の期待リターン等を分析し、必要に応じて参照値を変更

■ ESG指数投資額の見直しに向けた取組

- 基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、これまでリバランスの対象外としてきた国内株式及び外国株式のESG指数投資をリバランスの対象に追加
- 市場環境等を勘案しつつ指数投資額の見直しを図ることとし、各ESG指数への配分額を見直すこととし、「ベストインクラス型」の指数と「ティルト型」の指数の特性を考慮し、バランスを見直し全体の残高を最適化（配分見直しは令和7年度に実施）

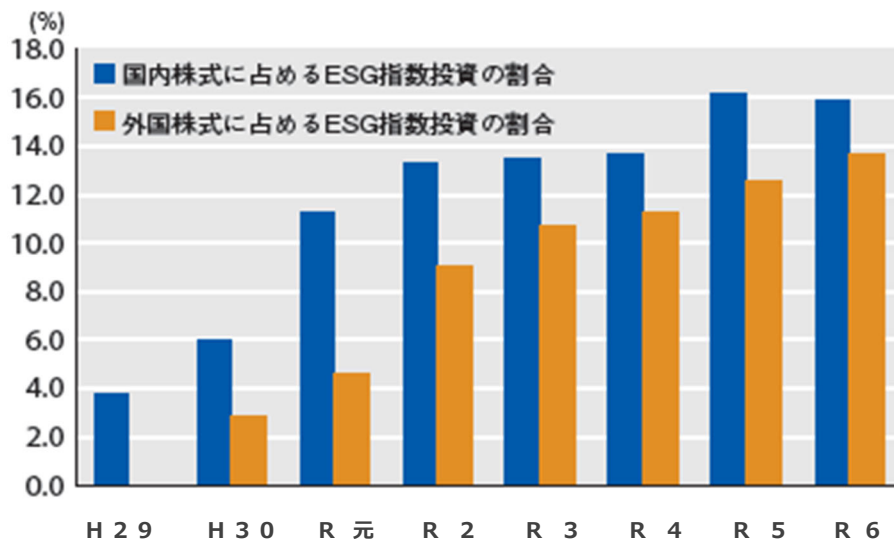
【指数の特性】

ベストインクラス型：ESG評価の優れた企業のみを親指数から選定

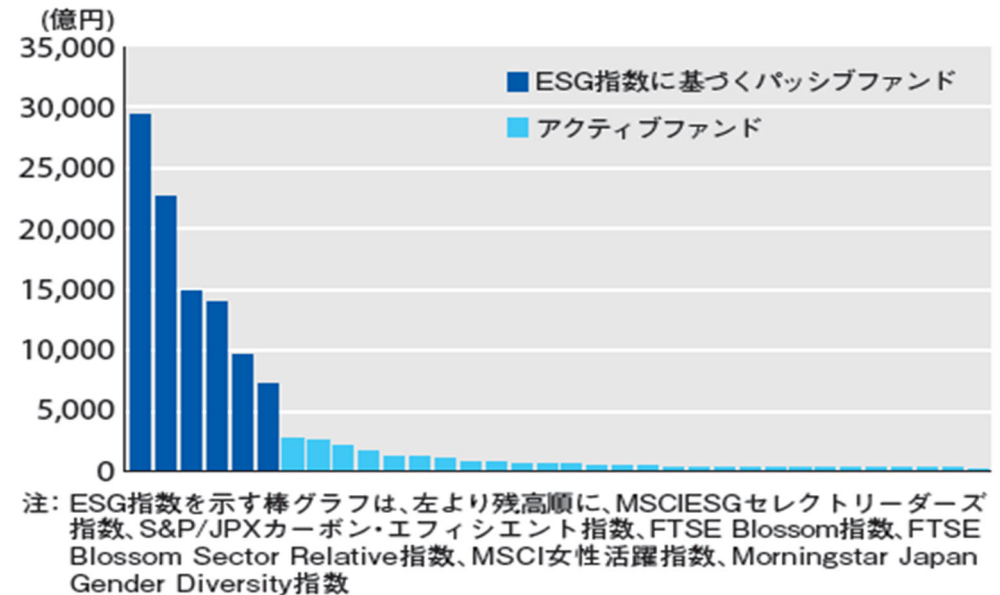
ティルト型：ESG評価の優れた企業の構成比率を上げつつ、親指数構成企業をESG指数に含めて選定

ベストインクラス型は、企業への働きかけ効果が期待される一方、政策ベンチマーク（基本ポートフォリオに用いるベンチマーク指数）からの乖離リスクが大きい傾向

【ESG指数投資残高の構成割合】



【国内株式のファンド残高比較（令和7年3月末時点）】



自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R2年度 : A R3年度 : A R4年度 : A R5年度 : A)

I 中期目標の内容

- 被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、スチュワードシップ責任を果たすための活動を一層推進する
- 運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要なとの考え方を踏まえ、非財務的要素である E S G (環境、社会、ガバナンス) を考慮した投資を推進する
- E S G 投資が法人の運用に求められる基本的な考え方によって行われているかについて継続的に検証する

II 指標の達成状況

※中期目標において、本項目に定量的な「指標」はないため前中期目標期間の評価で用いていた主要なアウトプット指標等を参考に設定

目標	指標	R6		R5	R4	R3	R2
		実績値	達成度	達成度	達成度	達成度	達成度
スチュワードシップ活動の推進	スチュワードシップ活動の評価を目的とした運用受託機関との間でのエンゲージメント実施回数 (基準値 26社)	132回	508%	446%	435%	319%	262%
スチュワードシップ活動の推進	スチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケートの回答数 (基準値 628社 (前中期目標期間平均値))	632社 *	101%	114%	117%	113%	108%
スチュワードシップ活動の推進	スチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケートの回答企業のうち法人のスチュワードシップ活動を実施する企業の割合 (基準値 75% (前中期目標期間平均値))	79.1%	105%	102%	103%	105%	104%
E S G 投資による長期的な収益の確保	E S G 投資の効果の検証を実施した回数 (基準値 月1回以上)	14回	116%	108%	108%	133%	108%
E S G を考慮した投資の推進	GPIFのポートフォリオの E S G 評価 (国内株式) (基準値 FTSE:2.63/5.0 MSCI:5.51/10.0)	FTSE:3.58/5.0 MSCI:7.07/10.0	136% 128%	125% 126%	118% 116%	113% 107%	112% 105%
E S G を考慮した投資の推進	GPIFのポートフォリオの E S G 評価 (外国株式) (基準値 FTSE:3.35/5.0 MSCI:5.69/10.0)	FTSE:3.48/5.0 MSCI:6.78/10.0	104% 119%	102% 120%	97% 114%	100% 106%	101% 106%

* 送付対象であるTOPIX構成企業が前年より400社強減少しているため回答社数も減少

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること）
スチュワードシップ活動の評価を目的とした運用受託機関との間でのエンゲージメント実施回数	②③web会議システム等オンラインを活用することで運用受託機関とのエンゲージメント回数の増加を達成した
GPIFのポートフォリオの ESG 評価（国内株式）	②③ ESGスコア（※）に関しては、直近1年間のFTSE社の評価ではESスコアの上昇が改善に寄与した。一方、MSCI社の評価では、Gスコアの上昇が寄与した ※ ESG評価は、財務分析とは異なり多様な非財務情報を扱うことから、その評価手法については現時点で標準的なものは確立されておらず、評価会社間でばらつきがある

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
スチュワードシップ活動の推進	● 運用受託機関とのエンゲージメントは132回（令和元年度(26社)の5.08倍）。企業向けアンケートは632社（令和元年度（628社）の1.01倍）から回答あり。 ● アンケート回答企業のうち協力が得られた30社強に対してインタビューを行い、その結果を踏まえて、機関投資家によるエンゲージメントに関して、企業から見た評価や課題をとりまとめ ● 「経団連・GPIFアセットオーナーラウンドテーブル」を創設し、アセットオーナーと企業の相互理解を深める取組を実施 ● 第5期中期目標期間に向けて、「スチュワードシップ活動の方向性と当面の取組み」を作成し、公表
ESG投資の進展	● 第5期中期目標期間に向けて、ESGやインパクトを考慮した投資を包含するサステナビリティ投資に関する基本的な考え方を示す「サステナビリティ投資方針」を新たに策定 ● 基本ポートフォリオに即した管理運用を将来的にも円滑に行っていく観点から、従来リバランスの対象としてこなかったESG指数投資をリバランス対象とした上で、市場環境等を勘案しつつ投資額の最適化を行う方針を公表（I-5再掲） ● GPIFのポートフォリオに対する外部機関によるESG評価も安定的に推移
ESG投資に関する先進的な分析の実施	● 「ESG活動報告」では、TCFDの提言を受けた分析をさらに充実。新たに、「グリーンボンドのグリーンium分析」や「スコープ3の開示の現状と課題に関する分析」などを実施 ● スチュワードシップ活動・ESG投資の効果測定を外部機関と共同して実施

■ 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する企業向けアンケートの概要

【目的】

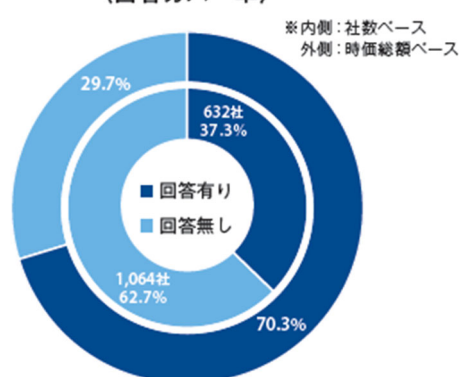
運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った建設的な対話」（エンゲージメント）の実態及び変化の把握

【対象など（令和6年度調査）】

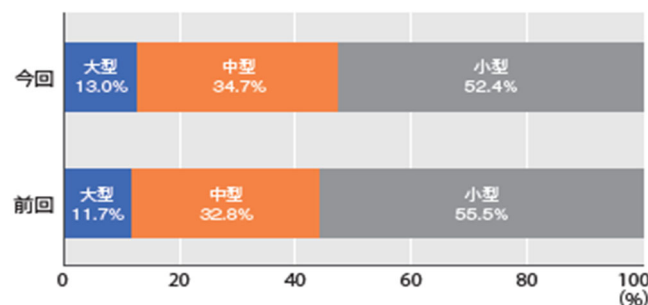
- ・ TOPIX構成企業 1,696社（令和7年1月31日時点、前回2,154社※） ・ アンケート回答社数 632社（前回717社）
- ・ 回答率 33.3%（前回34.0%） ・ 回答期間 令和7年1月17日～3月21日

※ TOPIX構成企業の見直しに伴いアンケート対象企業数が大きく減少

〈回答カバー率〉



〈規模別・市場区分別 回答社数に占める割合〉



【アンケート結果概要】

- 全体の9割近い企業が「有益な対話が出来ている機関投資家の方が多い」と回答。有益な対話が出来ていると感じる内容として、投資家の視点からの指摘（市場環境、海外含めた他社動向）や、中長期的な経営戦略等の質問を受けることで、気づきを得られるとの回答が多く見られた
- 機関投資家との対話において、企業の行動変化に繋がった事例があると回答した企業は9割近くに上り、多くの企業が機関投資家との対話内容を実際の取組に繋げていくことが明らかになった
- 行動変容に繋がった事例については、「情報開示（IR・SR含む）」、「経営戦略」、「財務戦略」、「サステナビリティ・ガバナンス」に大別され、その中でも回答の中心は「情報開示（IR・SR含む）」であった
- 東証の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請への対応として、8割以上の企業で「現状分析」が行われており、「取組の実行」についても、半数以上の企業で行われていた。具体的な取組としては、「株主還元」、「経営管理・ガバナンス高度化」、「政策保有株式売却」等に大別され、意思決定から実行までのスパンが相対的に短い取組が優先的に行われていることが示唆された
- 日本サステナビリティ基準委員会により示されたサステナビリティ開示基準に対する対応予定について、「現時点では任意適用期間中の開示は未定」という回答が最も多かった一方で、「任意適用期間中の開示（一部開示含む）を予定している」という回答や、「現在検討している」という回答も3割近くを占めており、時価総額によって、回答にも違いが見られた

■ 企業から見た機関投資家によるエンゲージメントの深掘り

【目的】

機関投資家による上場企業に対するエンゲージメントについて、企業から見た評価や課題を把握し、GPIFのスチュワードシップ活動に関する取組の改善に役立てるとともに、機関投資家等の参考に供することでインベストメントチェーン全体の好循環の構築につなげる。

【対象など】

- ・ 対象：「第9回機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート」回答企業のうち、ご協力いただいた企業（33社）
- ・ 実施方法：GPIF職員の往訪又はオンラインによるインタビュー（令和6年4月～12月に実施）

【企業から見たエンゲージメントの評価と課題（抜粋）】

	評価	課題（企業からの指摘）
全般事項	・ 統合報告書も活用し対話が深化。対話のテーマもサステナビリティ、ガバナンス、資本コスト、効果的な情報開示等に拡大 ・ 投資家からの意見を取締役会等にフィードバックし、企業内での検討に反映	・ 一部の面談で個別トピックに議論が偏る、ESG面談で準備不足の投資家がいる、短期業績に関する質問が依然多い ・ 主張の異なる（エンゲージメント）団体を支援しないよう、検討して欲しい
資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応	・ 企業と投資家との対話を通じて、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、企業の意識、取組及び開示が進展 ・ 企業側は自社株買いに留まらない対応を実施。投資家も株主還元にとどまらず成長に向けた前向きな取組を企業に求めている	・ 先行投資に対して（投資期間中は利益成長が押さえられるため）否定的な投資家もいる ・ 投資家から事業そのものについて良い意見がなかなか出てこない
サステナビリティ	・ 投資家との対話を踏まえた企業による取組が進展（サステナビリティ面での効果を付加価値として定量的に提示する等） ・ 投資家から企業に対して、投資家等が企業価値を理解できるよう、製品が社会にもたらす価値等の開示を提案した事例あり	・ サステナビリティの取組と企業価値向上との結びつきについて投資家が企業の問題意識に十分に答え切れていない ・ 投資家によるボックス・ティッキングな（表層的な確認に留まる）対話が行われている
情報開示	・ 統合報告書を起点とした投資家と企業の対話のサイクルが回っている ・ 統合報告書以外にも投資家との対話を受けて企業がIR関連資料等の情報開示を改善	・ 企業が統合報告書を作成、開示しても投資家からの反応が十分得られていない

■ サステナビリティ投資方針の策定

- アセットオーナー・プリンシプル（令和 6 年 8 月内閣官房）を受け、GPIFの基本的な考え方を示したもの
- 「サステナビリティ」投資をESGやインパクトを考慮した投資を含めた概念として位置付け

サステナビリティ投資方針の概要

■ 基本的な考え方 ■

- ✓ 「サステナビリティに関するリスクの低減や市場の持続可能性の向上」と「市場平均収益率の確保」の両立を図る
- ✓ GPIFポートフォリオ全体の長期的なパフォーマンス向上に貢献することを目指す

（参考）サステナビリティ投資方針に記載されている事項

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティ投資に対する考え方 ・ 主な取組内容 ・ 実施体制 ・ 情報開示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ サステナビリティ投資の目的 ・ サステナビリティ投資の効果に対する評価・検証 ・ ガバナンス |
|---|--|

- ESG投資の「PDCA（計画→実行→評価→改善）サイクル」を適切に回すためには、ESG投資がESG評価の向上や企業のESG対応の強化につながっているのか、またそれらが金融市場の持続可能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかを正しく評価する必要がある。ESG投資が期待通り、ESG評価の向上や企業のESG対応の強化につながっているかを「ESG活動報告」を通じて、毎年確認
- 2022年度版から「ESG活動報告」の別冊として同報告書の1か月後に発刊していた「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」の内容を可能な限り「ESG活動報告」に盛り込み、一体のものとして発行
- 2024年版はサステナビリティ投資方針の策定を踏まえ「サステナビリティ投資報告」として発行予定



【近日公表予定】

自己評価 A

(過去の主務大臣評価 R2年度 : A R3年度 : A R4年度 : A R5年度 : A)

I 中期目標の内容

- 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等について国民の理解を深めることができるよう、公開資料をより一層分かりやすいように工夫すること等により、厚生労働省と連携して、国民に分かりやすく説明する
- スチュワードシップ活動やESGを考慮した投資について、長期的な収益を確保する観点からの取組であることを踏まえて、分かりやすく情報発信する
- オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信する
- 管理及び運用の透明性を確保するため、保有する全ての有価証券の銘柄名（債券は発行体名）等を公表する

【重要度「高」の理由】…国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから

II 指標の達成状況

※中期目標において、本項目に定量的な「指標」はないため前中期目標期間の評価で用いていた主要なアウトプット指標等を参考に設定

目標	指標	R6		R5	R4	R3	R2
		実績値	達成度	達成度	達成度	達成度	達成度
情報発信・広報活動の充実	X（旧Twitter）による情報発信の回数 （基準値 291回（フォロワー数27,973、閲覧回数3,454,746））	352回 （フォロワー数67,179、閲覧回数7,183,187）	121% （240%、208%）	119% （223%、224%）	108% （204%、197%）	100% （165%、325%）	79% （121%、134%）
情報発信・広報活動の充実	YouTubeへの動画掲載の回数 （基準値 8本（登録者数1,284、視聴回数7,604））	26本 （登録者数10,782、視聴回数45,693）	325% （840%、601%）	288% （806%、765%）	213% （706%、335%）	175% （702%、550%）	113% （179%、294%）
情報発信・広報活動の充実	法人のホームページへの訪問件数（セッション数） （基準値 795,215）	953,605	120%	119%	93%	106%	91%
情報発信・広報活動の充実	広報効果測定調査における、法人を「信頼できる」及び「信頼できない」との評価の数値 （基準値 「信頼できる」：33.1%、「信頼できない」：27.7%）	「信頼できる」：37.9% 「信頼できない」：20.9%	—	—	—	—	—

※ 測定ツール仕様変更に伴い、令和5年度以降におけるXのフォロワー数及びホームページのアクセス数は前年度以前の数値と同条件による比較はできない

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること）
Xによる情報発信の回数	② 接触頻度を確保するため、毎営業日に定期的な投稿を行ったことに加え、新たな公表物の公式HPへの掲載に合わせてXにおいても、タイムリーに情報発信したことによる
YouTubeへの動画掲載の回数	② 令和5年度から動画制作を一部内製化し、運用状況の動画の他に、シリーズ化した動画等を新たに作成・公開したこと等により、掲載回数が増加。チャンネル登録者数についても過去最高となった
法人のホームページへの訪問件数	② ホームページ内のコンテンツを随時拡充するほか、公式XやYouTubeとの連動も図ったことなどの工夫による

Ⅲ 評定の根拠

根拠	理由
広報の工夫による成果等	● YouTube動画配信を充実 ・ 四半期の運用実績等についてCIOが紹介する動画（「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シリーズ） 4本 ・ 2023年度業務概況書の内容を分かりやすく解説する動画（「業務概況書のトリセツ」） 1本 ・ 掲載回数:元年度比325% 登録者数:元年度比840% 視聴回数:元年度比601% ● 公式Xからの情報発信も引き続き強化 ・ 世間の関心を意識した情報発信を実施（「GPIFクイズ」など） ・ 投稿回数:元年度比121% フォロワー数:元年度比240% 閲覧数：元年度比208% ● 公式HPによる情報発信については、 ・ 新卒採用を再開した機会を捉え、<u>新人職員と先輩職員が対談形式で職場の印象や働き方を紹介するページを新設するなど、人材確保にもつながる広報を充実</u> ● ESG・スチュワードシップ活動、オルタナティブ投資関連の講演会を中心に、役職員が講演会等に合計32回登壇。
GPIFに対する信頼度上昇等	● GPIFに対する信頼度は、改善傾向 ・ GPIFを認知している人のうち、GPIFの取組を「信頼できる」37.9%（元年度比で4.8ポイント増加） 「信頼できない」20.9%（元年度比で6.8ポイント改善）
ディスクロージャーの更なる充実	● 業務概況書について、分かりやすさと内容の充実を両立 ・ 「業務概況書のトリセツ」動画の公表など国民や被保険者に分かりやすい工夫をするとともに、プロ向けの情報もコラム等で充実 等

■ 広報効果測定結果も踏まえた広報展開

- 令和2年度に策定した、第4期中期計画期間における広報の方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの活用方策等を整理した基本的方針「GPIFにおける当面の広報方針」をもとに、令和6年度も引き続き一般被保険者への情報発信を実施
- 当法人の広報活動について、「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」（広報効果測定調査）も実施し、調査結果も踏まえながら、広報活動についてもPDCAサイクルを回し、広報活動を展開

3つの訴求メッセージ+α（第4期中期計画期間）

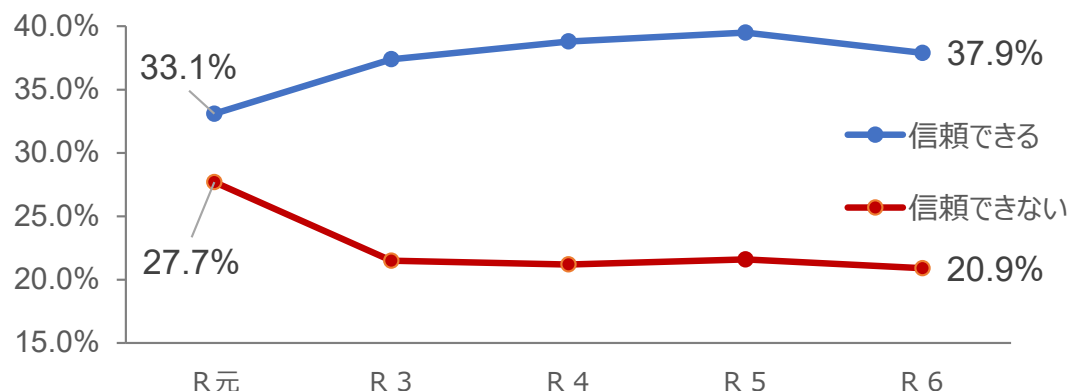
公的年金制度／年金財政
における年金積立金の役割

長期分散投資の効用

ESG投資の意義

+α 運用の高度化（＝GPIFは運用の専門家集団）

【広報効果測定調査】



【令和6年度広報効果測定の結果概要】

- ✓ GPIFを認知している人のうち、GPIFの取組を「信頼できる」とした回答が37.9%（令和元年度（33.1%）より4.8ポイント増加）、「信頼できない」とした回答が20.9%（令和元年度（27.7%）より6.8ポイント改善）
- ✓ 年金制度における役割や長期分散投資の効用がメディアに一定程度浸透したこともあり、運用損等に関する報道が減少し、信頼度調査の母数となっているGPIFを認知している方の割合は下落傾向にあったが、4割程度に定着
- ✓ 認知者における信頼度は、重点メッセージの訴求で上昇傾向にあったが、4割近くで頭打ち
- ✓ 普段の情報源については、テレビに加え、ウェブニュースやYouTubeの影響力が大きく、XやInstagram等が続く

上記のような背景を踏まえ、公式のソーシャルメディアや公式ホームページなど、各種オウンドメディアの特性を生かした広報活動を展開

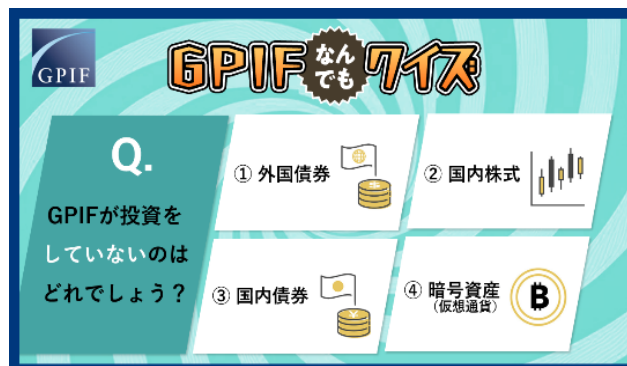
■ オウンドメディアの各チャンネル特性を生かした広報活動

- YouTubeチャンネルでは、動画の情報伝達力の高さを活かし、複雑な情報を噛み砕いて分かりやすく発信。動画制作の内製化を継続し、年間で新たに26本の動画を作製・配信
- Xでは、世間の関心を意識したタイムリーな情報発信を行い、新たにクイズ形式の投稿を実施。接触頻度を高めるため、毎営業日、運用実績や長期分散投資の効用等を投稿
- ホームページでは、訪問者が求めている情報にアクセスしやすいように導線を意識しながらコンテンツを配置。新卒採用を再開した機会を捉え、新人職員と先輩職員が対談形式で職場の印象や働き方を紹介するページを新設し、職員紹介（インタビュー）記事とともに、職員採用ページと連動させ、人材確保にも貢献

【Youtube動画による分かりやすい情報発信】



【Xによるタイムリーな情報発信】



【HPのコンテンツの充実】

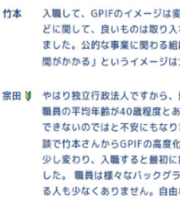
入職前の想像とまったく異なったのは
GPIFの堅すぎないカルチャーと多様性



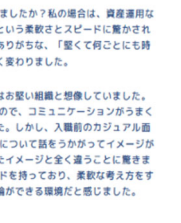
竹本 私がGPIFに入職したのは2023年です。前職で培った金融の知識や経験と、学生の時に学んだデータサイエンスの双方を生かしたくて、数々の分析を駆使するクオンツ職を探していました。GPIFがデータサイエンスを生かして運用を高度化していくというスローガンを掲げていると知り、ここなら分析結果を実際の運用に直結させてクオンツ賢利に息を吐ける仕事ができるんじゃないかと思って、入職したわけです。宗田さんがGPIFを選んだきっかけは何でしょう？



宗田 生命系の専攻だったので、もともとは製薬やヘルスケア産業に関わりたと思っていましたが、一方でデータサイエンスの知識を生かしたいという思いもあり、それを金融と製薬のどちらで実現していくべきか悩みました。GPIFへの入職を決めたのは、これまで培った体系的知識が生かせることに加えて、公共的な仕事に携われることに気づいたからです。その中でも最大の決め手になったのは、最終面接で植田理事兼CIO（最高投資責任者）が語ったGPIFの今後のビジョンへの熱い思いでした。



竹本 入職して、GPIFのイメージは変わりましたか？私の場合は、資産運用などに限らず、良いものは取り入れるという柔軟さとスピードに驚かされました。公的な事業に関わる組織にありがちな、「堅くて何にも時間がかかる」というイメージは大きく変わりました。



宗田 やはり独立行政法人ですから、最初は堅い組織と想像していました。職員の平均年齢が40歳程度とあったので、コミュニケーションがうまくできないのでは不安にもなりました。しかし、入職前のカジュアル面談で竹本さんからGPIFの高度化などについて話をうかがってイメージが少し変わり、入職すると実際に聞いたイメージと全く違うことに驚きました。職員は様々なバックグラウンドを持っており、柔軟な考え方をする人も少なくありません。自由な議論ができる環境だと感じました。



自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R2年度：B R3年度：B R4年度：B R5年度：B)

I 中期目標の内容

- 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直す
- 経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する
- 一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、令和元年度を基準として、新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比1.24%以上の効率化を行う
- 管理運用法人が策定した、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する
- 業務におけるITの活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る

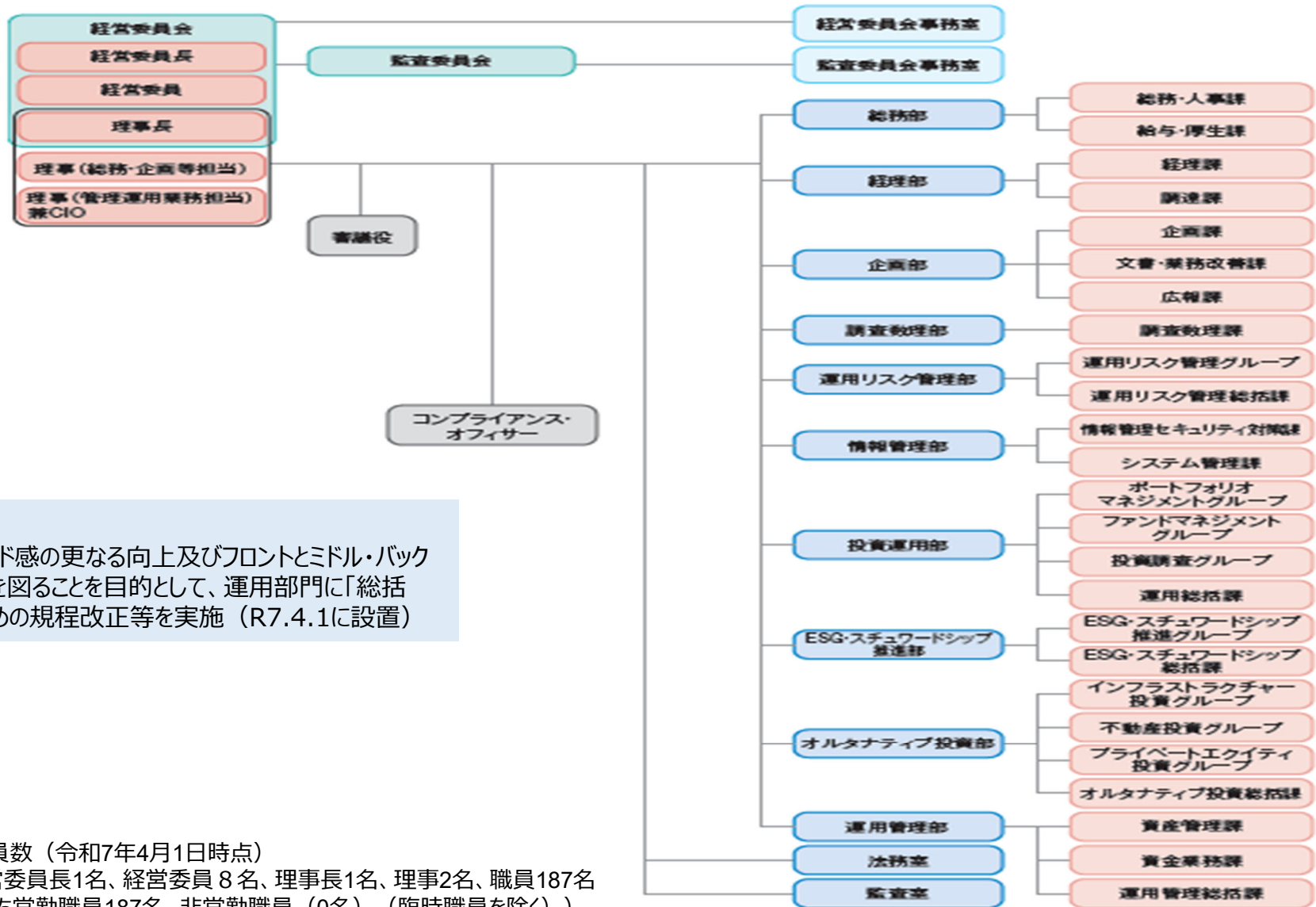
II 指標の達成状況

目標	指標	R6	R5	R4	R3	R2
業務運営の効率化	一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）	7,960,804	5,261,091	4,753,882	4,744,947	4,365,478
—	（うち新規・拡充分）（千円）	(2,794,740)	(582,925)	(67,773)	(433,601)	—
—	中期計画を踏まえた節減額（千円）	65,238	58,949	58,838	54,132	1,619,208
—	達成度	100%	100%	100%	100%	100%

III 評定の根拠

根拠	理由
効率的な業務運営体制の確立	● 法務室内に「コンプライアンスチーム」を新たに設置したほか、業務の質やスピード感の更なる向上及びフロントとミドル・バックの連携の効率化を図ることを目的に運用部門に「総括課」設置に係る規程を整備 ● 学生向け業務体験プログラムを実施（夏・冬2回） ● これまで中途採用を行ってきた中で、2024年度採用から再開した新卒採用を2025年度採用に向けても継続的に実施
予算の効率的な運用	● 一般管理費及び業務経費の合計について、新規・拡充分を除き、令和5年度と比較して、1.24%以上の効率化を行った
情報システムの高度化・効率化	● 第5期中期計画策定に向けたシステムの高度化等のための検討に際して、令和4年度に創設した「シニアITアドバイザー」を活用 ● 次期における法人内の基幹業務システム「共通業務基盤」については要件定義を完了し、設計開発等に向けた調達手続きに着手したほか、投資運用業務に関する業務分析等を行い、「運用業務基盤」の基盤環境及び運用業務を支えるアプリケーションの設計開発等、初期稼働のための整備を実施

組織図（令和7年4月1日時点）



総括課の設置

- 業務の質やスピード感の更なる向上及びフロントとミドル・バックの連携の効率化を図ることを目的として、運用部門に「総括課」を設置するための規程改正等を実施（R7.4.1に設置）

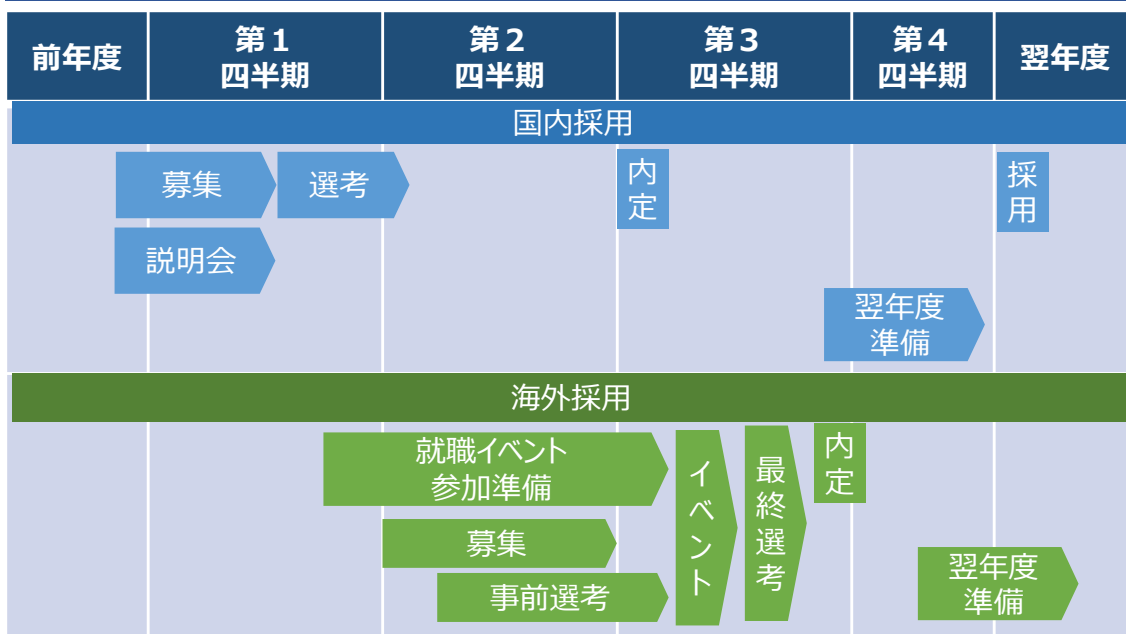
役職員数（令和7年4月1日時点）

経営委員長1名、経営委員8名、理事長1名、理事2名、職員187名
（うち常勤職員187名、非常勤職員（0名）（臨時職員を除く））

■ 新卒採用の取組

- 令和5年度（令和6年度採用）から約20年ぶりに再開した新卒採用について、内部研修と外部研修をミックスした研修プログラムを策定し、独立行政法人制度に係る基本法令や就業規則等の働き方に係る諸制度及びビジネスの現場で必要となるコミュニケーションスキル（ビジネスマナー、PDCAサイクル等）を身につけるための研修を実施するなど、新卒者の受け入れ・育成態勢を構築
- 令和6年度（令和7年度採用）も国内・海外それぞれ時期をずらしながら採用活動を行い、新卒採用の取組を着実に継続し、5名の内定者を確保
- 将来の新卒採用に繋げるため、学生向け業務体験プログラムを2回（夏・冬）実施し、延べ27名が参加

国内採用・海外採用を併用した採用活動



学生向け業務体験プログラム（冬）概要

開催期間：5日間又は3日間

開催部署：投資運用部・調査数理部・運用リスク管理部・オルタナティブ投資部

対象者：大学生・大学院生（全学年）かつ、数理系もしくは経済系の大学・大学院に在席中の学生（データサイエンスの知識のある方）

課題例：① GPIFポートフォリオ全体のリスク管理と投資判断（リバランス業務）の体験演習
② アクティブファンドのリーサー、運用評価およびモニタリングの体験演習 等

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R2年度：B R3年度：B R4年度：B R5年度：B)

I 中期目標の内容

- 第4で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う

II 指標の達成状況

目標	指標	R6	R5	R4	R3	R2
業務運営の効率化	一般管理費（システム関連経費及び人件費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）	7,960,804	5,261,091	4,753,882	4,744,947	4,365,478
—	（うち新規・拡充分）（千円）	(2,794,740)	(582,925)	(67,773)	(433,601)	—
—	中期計画を踏まえた節減額（千円）	65,238	58,949	58,838	54,132	1,619,208
—	達成度	100%	100%	100%	100%	100%

III 評定の根拠

根拠	理由
目標に沿った予算の作成、適正かつ効率的な運用	中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費及び業務経費について新規・拡充分を除き、令和5年度と比較して、1.24%節減した予算を作成することにより財務内容の改善を図るとともに、当該予算による適正かつ効率的な運営を行った

自己評価 B

(過去の主務大臣評価 R2年度：B R3年度：B R4年度：B R5年度：B)

I 中期目標の内容

- 高度で専門的な人材を確保するとともに、人材の適時適切な配置及び定着を図る
- 高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積する
- 経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、法人においてガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着に向けた取組を行う
- 経営委員会が作成した「内部統制の基本方針」等に基づき、引き続き、内部統制等の体制のより一層の強化を図る
- 監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させる
- 情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認する
- 外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価する

II 指標の達成状況

※中期目標において、本項目に定量的な「指標」はないため前中期目標期間の評価で用いていた主要なアウトプット指標等を参考に設定。

目標	指標	R6		R5	R4	R3	R2
		実績値	達成度	達成度	達成度	達成度	達成度
高度専門人材の確保・育成・定着管理	高度で専門的な人材の人数 (基準値 32人)	80人 (うち6年度 は11人採用)	250%	216%	172%	131%	106%
ガバナンス改革の趣旨に沿った組織体制の確立・定着	経営委員会の判断事例の蓄積を活用して、経営委員会の議決事項の整理及び規程化を実施した回数 (基準値 1回)	1回	100%	100%	—	100%	100%
情報セキュリティ対策の強化	情報セキュリティ自己点検を実施した回数 (基準値 1回)	1回	100%	100%	100%	100%	100%
情報セキュリティ対策の強化	標的型メール訓練を実施した回数 (基準値 3回)	5回	167%	133%	200%	133%	167%
情報セキュリティ対策の強化	情報セキュリティeラーニングを実施した回数 (基準値 1回)	1回	100%	100%	100%	100%	200%

要因分析（実績値/目標値が120%以上又は80%未満）

指標	要因分析（①「制度、事業内容の変更」、②「法人の努力結果」、③「外部要因」のいずれかに分類して分析すること）
高度で専門的な人材の人数	② 高度で専門的な能力が必要となる業務を明確にするとともに、客観的な視点における外部コンサルタントの評価（アセスメント）を加味した審査により当該業務に必要な専門的な人材の採用を行った
標的型メール訓練を実施した回数	② 多様化、巧妙化する標的型攻撃メール対策として、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練を実施。また、役職員の標的型攻撃メールに対する対応力を強化するため、新たにセキュリティインシデントの報告に重点を置いた訓練も追加した

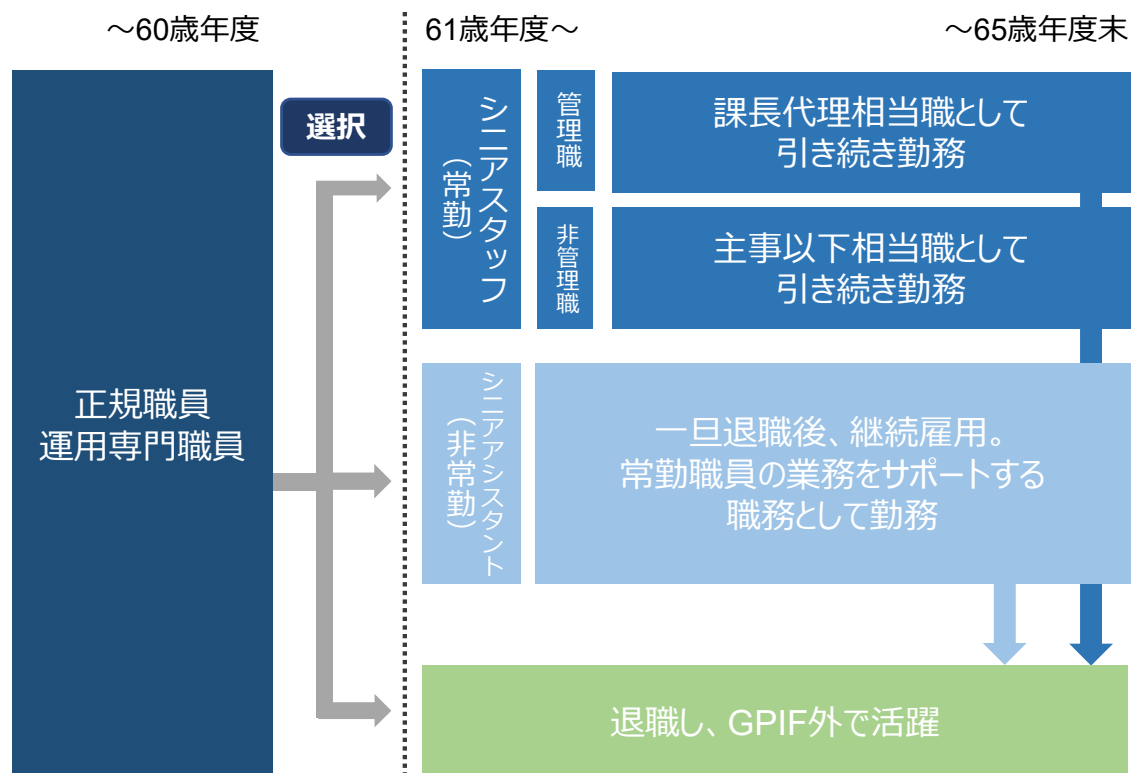
Ⅲ 評価の根拠

根拠	理由
就労環境の整備	● 育児時間制度に係る利用対象者を拡大 ● 60歳超職員に長年培った知識・経験を活かして引き続き活躍してもらうため、シニアスタッフ制の導入に向けた規程等を整備
内部統制等体制の強化	● 経営委員会が策定した内部統制の基本方針等に基づき内部統制を適切に行うとともに、業務方法書に定めた事項の運用については、内部統制委員会による議決や、モニタリングの下適切に実施 ● 業務執行の透明性・公正性の確保に一層取り組むため、業務マニュアルの整備や証券会社執行能力評価の導入など、自家運用における業務プロセスを改善したほか、投資委員会における意思決定事項を明確化するため組織規程を改正（Ⅰ-4再掲） ● コンプライアンス機能の一層の強化を目的に法務室内にコンプライアンスチームを新たに設置（Ⅱ-1再掲）
監査の適切な実施	● 監査委員会が監査等のために実施した活動の状況等を四半期及び随時経営委員会に報告することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上
情報セキュリティ対策の着実な実施	● 法人のネットワークシステム及び統合文書管理システムに対して脆弱性診断及びペネトレーションテストを実施。 ● 「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施細則」等に沿って、運用受託機関等に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った結果、契約を継続するに際して情報セキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該当がないことを確認

■ シニアスタッフ制度の導入

- 60歳超の職員に、これまで蓄積してきた知識、スキル、人脈等を活かして活躍してもらうため、現行の継続雇用制度に代わる仕組みとしてシニアスタッフ制を新たに導入
- 現行の継続雇用制度（管理運用業務で培った知識・経験に基づき、常勤職員の業務をサポートする役割を担う非常勤のみの制度）はシニアアシスタント制として存続

【シニアスタッフ制度の概要】



【定年年齢の引上げ】

- ✓ シニアスタッフの定年は65歳とする。（シニアスタッフ（運用専門職員）の任期は1年とし、能力等によっては最長65歳までの契約更新を可能とする。）

【シニアスタッフの職務】

- ✓ 60歳時に管理職であった職員は、シニアスタッフとなる際に役降りとなる。（役降りとなること、法人の業務運営上支障がある職員については、シニアスタッフ職にはならず、引き続き管理職として勤務。）
- ✓ 60歳時に非管理職であった職員は、シニアスタッフ職となる際に職務が一段階下がる。

【シニアスタッフの給与水準】

- ✓ 60歳時の70%程度の年収となることを原則とし、直近5年間の人事評価によっては、60歳時の80%や60%程度となるようメリハリをつける。